

第54期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成30年6月19日(火曜日)
12時30分(受付開始正午12時)
※昨年と時間を変更しておりますのでご注意ください。

場 所

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為
に関する対応策導入の件
- 第5号議案 第三者割当による自己株式処分
の件

株主の皆様へ

平素より株式会社ナガワに対し格別のご厚情を賜り、誠に有難う御座います。
1966年に創業して以来、ユニットハウスの代名詞ともいえる「スーパーハウス」とともに成長してまいりました。近年では多様化するお客様のニーズにお応えするべく、モジュール・システム建築を取り入れ、「No.1軽量鉄骨ゼネコン」となるべく積極的に取り組んでおります。
また、当社は「明るく・元気に・前向きに」という経営理念のもと、誠実な経営を通してお客様と地域社会から信頼される企業づくりを目指しております。
その活動の一環として、明るい未来を担う人材の育成をすることで社会を元気に、そしてナガワも前向きに発展していけるようにとの思いから、2018年4月に奨学財団「一般財団法人ナガワひまわり財団」を設立いたしました。今後もナガワはグループ全員の力をひとつに結集し、全てのステークホルダーの皆様から信頼される企業として、成長を続けてまいります。

株式会社ナガワ代表取締役社長 高橋 修

経営理念

「明るく」「元気に」「前向きに」
グループキーワード2018年度

高倍繁盛

目次

第54期定時株主総会招集ご通知	2
議決権の行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 取締役1名選任の件	5
第3号議案 役員賞与支給の件	6
第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に 関する対応策導入の件	6
第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件	28
(添付書類)	
事業報告	37
計算書類	53
監査報告	59
株主総会会場ご案内図	巻末



株主各位

平成30年6月4日
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
株式会社 ナガワ
代表取締役社長 高橋 修

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月18日（月曜日）午後5時までまでに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年6月19日（火曜日）12時30分（受付開始：正午12時） ※昨年と時間を変更しておりますのでご注意ください。
2 場 所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング7階 丸ビルホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第54期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第54期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 役員賞与支給の件 第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策導入の件 第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://group.nagawa.co.jp>

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考えております。当社の事業は、建築・販売事業とレンタル事業から成り立っており、レンタル事業については投資から回収まで数年を要する事業特性から、業績の伸長を踏まえ、かつ将来の事業展開・設備投資等を長期的・総合的に勘案した上で、各期の利益配分を検討させていただくことを基本方針としております。

これに基づき、将来の設備投資動向等の資金需要を睨みつつ、『総還元性向※』30%を概ねの目安とし、増配や自己株式の取得を行うなど株主の皆様への還元を行ってまいります。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 50円 (普通配当25円 特別配当25円) 配当総額 703,547,400円
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年6月20日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	2,200,000,000円
減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	2,200,000,000円

※総還元性向：純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率

なお、第54期の総還元性向は23.5%となっております。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

いの おか 猪岡	しゅう じ 修治	(昭和24年12月9日生)	所有する当社株式の数 一株
新任	【略歴、当社における地位及び重要な兼職務の状況】		
	昭和 47年 4 月	株式会社横河橋梁製作所入社 (現株式会社横河ブリッジホールディングス)	
	平成 14年 4 月	株式会社横河システム建築取締役	
	平成 20年 6 月	株式会社横河システム建築代表取締役社長	
	平成 28年 6 月	株式会社横河システム建築顧問	
	平成 29年 9 月	株式会社横河システム建築顧問退任	
	■社外取締役候補者とした理由 猪岡氏は、株式会社横河システム建築の代表を歴任し、システム建築の知見に長けていることに加え、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、当社の社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 猪岡修治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 猪岡修治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名（うち社外取締役1名）及び監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額75,000,000円（取締役分66,800,000円、監査役分8,200,000円）を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

第4号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応策導入の件

当社は、平成30年5月7日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則同条同号ロ(2)）として、平成30年6月19日開催予定の当社第54期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様より承認を得ることを条件として、下記内容の当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議致しましたので、お知らせいたします。

本定時株主総会において、本プランの導入にご承認いただいた場合の本プランの有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。

なお、本プランの具体的な内容を決定いたしました取締役会に出席した当社監査役全員が、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

また、平成30年3月末日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」のとおりであり、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大規模買付けを行う旨の通告又は提案等を受けている事実はありません。

記

1. 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株券等は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方について、最終的には、株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本とすべきと考えております。そのため、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に対象者の取締役会の賛同を得ずに実施される上場株券等の大規模買付けの中には、株券等を買集め、濫用的な会社運営を行い、多数派株主として自己の利益を追求することのみを目的とするもの、又は、株主の皆様は株券等の売却を事実上強要し、若しくは、株主の皆様を真の企業価値を反映しない廉価で株券等を売却せざるを得ない状況におくような態様によるもの等、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある株券等の大規模買付けも見受けられます。当社といたしましては、このような当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることで、当社の企業価値及び株主の皆様様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記「1. 基本方針の内容の概要」の基本方針の実現に資する取組みとして、以下の各取組みを実施しております。

(1) 企業価値向上への取組み

ア 当社の沿革・事業内容

当社は、昭和41年7月に北海道伊達市において創業して以来、平成28年7月をもっておかげさまで創業50周年を迎えました。当社は、ユニットハウス事業、モジュール・システム建築事業及び建設機械レンタル事業を主な事業としております。

ユニットハウス事業については、当社の主力製品であるユニットハウス「スーパーハウス」の製造・販売・レンタルをその内容としております。かかる事業のうち、販売部門については特注ハウスの品揃えの充実や展示場運営の強化に努め、レンタル部門については全国的にバランスのとれたレンタル資産配分と備品や付帯工事をセットにした提案営業を継続しております。また、東日本大震災の復興に伴う公共工事が土木を中心に落ち着きを見せる中、伊勢志摩サミット等の大型イベントや熊本地震の応急仮設住宅建設に取り組むほか、被災地域の復興需要にも対応して参りました。

モジュール・システム建築事業については、モジュール・システムの設計について、部材の標準化による短期の納期で、建物規模や壁の素材・色等を選択することができ、お客様のニーズに合わせてデザイン設計者と構造設計者が連携をして、安全かつ機能的な空間とデザイン性の高い建築物を低コストで提供することをその内容としております。かかる事業については、従来の小規模建築に強みのあるユニットハウス建築とのシナジー効果等により、民間向けの店舗や大型倉庫の受注高に堅調な動きがみられる一方、慢性的に建設労働者が不足し、加えて熾烈な受注・価格競争が続くなどの状況で推移しております。また、海外においては、受注拡大を図るため営業体制の強化に注力しております。

建設機械レンタル事業については、北海道地区を営業エリアとして、建設機械のレンタルサービスや建設機器の整備・点検等をその内容としております。かかる事業については、北海道地区の公共工事請負金額に減少傾向がみられる中、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化による資産効率の向上や、固定費の圧縮に努めております。また、経営資源の集中と効率化を図るため、株式会社建販を平成28年7月1日付で吸収合併いたしました。

イ 当社の企業価値の源泉

当社は、創業以来、「明るく・元気に・前向きに」という経営理念のもと、誠実な経営を通してお客様と地域社会から信頼される企業づくりを目指し、当社の主力製品であるユニットハウス「スーパーハウス」の企画・製造・販売・レンタルを中心に、ユニットハウス業界のトップメーカーとしての地位を不動のものとしてまいりました。当社の企業価値の源泉は、下記のとおりであります。

(ア) 高い技術力に裏打ちされた製品のブランド力

当社の主力製品であるユニットハウス「スーパーハウス」は、平成30年3月時点で、おかげさまで国内累計約55万棟の施行実績を有しております。

当社の「スーパーハウス」は、建物寸法が1mm基準と緻密に設定されていること、製品の工場製造比率が90%以上であること、品質管理マネジメントシステムISO9001（本社製造技術本部・結城工場）を取得していることから、高い品質水準を有するものと自負しております。また、当社の福岡工場においては国土交通省大臣指定の性能評価機関である株式会社日本鉄骨評価センターによる鉄骨性能評価制度の「Rグレード」の認定を、結城工場、東員工場及び京都工場においては同制度の「Jグレード」の認定をそれぞれ取得しており、これらも当社製品の高い品質水準に寄与しているものと考えております。

(イ) 健全な財務体質

当社は、自己資本比率について、平成29年3月期（第53期）では89.3%、平成28年3月期（第52期）では87.2%、平成27年3月期（第51期）では87.6%という水準を維持しております。このように、当社は、高い自己資本比率を有しており、健全な財務体質であるといえます。

ウ 企業価値向上に向けた取組み

当社は、上記イに記載した企業価値の源泉を礎としつつ、中長期的な企業価値向上に向けて、以下の取組みを実践しております。

(ア) 製品開発について

当社は、「お客様のニーズを最大限反映した製品」の開発を推進しております。当社は、当社製品について、お客様にとっての「快適性」、「安心・安全性」、「低コスト」を追求することで他社との差別化を図っております。このような他社との差別化を実現すべく、当社はお客様に対して当社の製品やサービスに対するアンケートを実施しており、かかるアンケート結果を踏まえ、お客様のご要望を今後の製品開発やサービスに反映させるものとしております。

また、当社は、当社製品の製造・販売・レンタルを一貫して行っていることから、当社製品の販売先やレンタル先であるお客様より直接頂戴したご意見やご要望を、製品の開発・製造に直接かつ即座に反映することが可能となっております。

(イ) 成長分野への積極的投資

当社は、従来からの主力事業であるユニットハウス事業に加え、モジュール・システム建築事業に対する積極的な投資を行うものとし、モジュール・システム建築事業の今後の成長に取り組んでおります。

また、モジュール・システム建築事業については、海外における受注拡大を目的として、営業体制の強化に注力しております。具体的には、タイ王国及びインドネシア共和国においては、現地法人を設立しており、東南アジア諸国への進出を図っております。欧州及び米国地域については当該各地域への進出を目的として当社の従業員を市場調査の目的で派遣しており、将来の営業展開を模索しております。

(ウ) 人材育成への取り組み

当社では、「明るく・元気に・前向きに」という経営理念を実践し、中長期的に当社の成長を支える基幹となる人材を育成するべく、人材育成にも積極的に取り組んでおります。

具体的には、当社は、毎年、新入社員を対象とした合同研修を実施しており、当社の経営理念をはじめ、当社事業についての理解を深めるべく、新入社員を一同に集めた場における教育を実施しております。また、役職別の研修制度も整備しており、従業員のキャリアの育成にも積極的に取り組んでおります。

さらに、当社は、従業員に対して、資格の取得を奨励する制度として、資格取得に要する諸費用のうち半額の補助金の支給等を行っております。

(エ) 社会貢献活動

当社は、自社の成長のみならず、当社を取り巻くお客様、地域社会など全てのステークホルダーの皆様に貢献し、社会から必要とされる企業となることが重要であると考えております。

このような観点から、当社としては、これまで東日本大震災や熊本地震をはじめとする自然災害に際して、被災者の方々のための応急仮設住宅の建設に取り組むなど、社会貢献活動にも積極的に従事しております。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実のための取り組み

ア 企業統治体制の状況

当社は、監査役制度を採用しており、計3名の監査役のうち、常勤監査役1名、社外監査役2名となっております。監査役は取締役会をはじめ主要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、会計監査人並びに取締役からの報告を受けるなど、厳正な監査を行っております。

また、当社は経営の透明性、公正性を高めるべく、社外取締役1名を選任しております。当該社外取締役は経営陣から独立した立場で経営に関する監視・監督を実施しております。なお、当社は、本定時株主総会における決議を条件として、社外取締役を1名追加選任予定です。

イ 内部統制システムの整備状況

当社グループの内部統制システムといたしましては、取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機能と位置付けております。業務執行についてはそれぞれの事業部門に取締役を配し責任と権限を与え、経営の役割を明確にし、経営の効率的な運営を図っております。そのほかに当社においては、「役員部長連絡会」、「ブロック長会議」、「各ブロック所長会議」、「製造会議」などを定期的で開催し、重要な情報伝達、リスクの未然防止を目指すほか、各部門の業務執行状況を監督・指導しております。

ウ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、独立組織として内部牽制、規則・規程の運用管理など教育指導機能を持たせた監査室を設置（人員2名）しております。

監査室は、内部監査を担当し、必要な監査・調査を定期的実施しており、監査の結果は役員部長連絡会に報告されております。また、コンプライアンス経営の一環として、内部通告の窓口としても、その活用を図っており、監査役は、随時この内部監査に参加し内部監査状況の監査を監視することができます。

エ リスク管理体制の整備状況

当社は安定的な生産体制を確保するため、主要資材について製造部門の購買部署が国内の複数の供給元と密接な連携を図るとともに、自社工場と委託工場の2元体制を敷き、需要の増減や季節変動に対応しております。また、環境保全、作業並びに設備の安全・衛生、製造及び物流における品質・サービスの向上を図るため、製造会議、運送会議、各ブロック所長会議において、適宜これら現場改善指導の講習を行っております。

その他、経営に係るさまざまな事業並びに法務リスクにつきましては、内部監査部門である監査室及び各部との密接な連携を通じ、管理強化に努めております。

なお、自然災害、事件、事故等明らかに会社経営に重大な影響を与える、又は与える可能性のある異常事態発生に備え、全社緊急連絡網による緊急連絡体制並びに緊急対応体制を整備しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プラン導入の目的

当社は、上記「1. 基本方針の内容の概要」に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、又は向上させることを目的として、本プランを導入します。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。このような不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反するような株券等の大規模買付けを抑止するためには、大規模買付けを行う者に対して、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように求めること、大規模買付けを行う者が提案する経営方針が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響を当社取締役会が評価・検討して株主の皆様の判断の参考に供すること、当社取締役会が大規模買付けを行う者との間で当社の事業及び経営の方針等について交渉・協議を行い、当社取締役会としての事業及び経営の方針等に関する代替案を株主の皆様に提示するというプロセスを確保するとともに、場合によっては、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対して回復し難い損害をもたらすことを防止するため、株券等の大規模買付けに対する対抗措置を発動することが必要であると考えております。

平成30年3月末日時点で当社の総株主の議決権数の約49.91%は当社役員及びその関係者が保有しております。なお、当社役員の関係者のうち、本日現時点で、当社役員と異なる議決権保有方針を明確に表明する者はございません。

また、当社は、一般財団法人ナガワひまわり財団に対して、平成30年6月開催予定の当社第54期定時株主総会の承認を条件とし、総株主の議決権数の約7.11%の株式を第三者割当により割り当てる予定であり、当社役員及びその関係者並びに同財団が保有する議決権数の合計は約57.02%となります。

しかしながら、当社が公開会社である以上、当社株券等の譲渡や議決権等の権利行使は株主の皆様の自由な意思によるものであることから、議決権行使は、個々の判断のもとで行われており、また各々の意思や事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後分散化が進んでいく可能性が考えられ、必ずしも将来の安定性までも保証するものではありません。具体的には、一部の当社役員関係者については、高齢であり近々に相続が予測され相続人が第三者に譲渡する可能性があること、一部機関投資家が利益確定のためにその保有株式を第三者に譲渡する可能性があること、一部相互保有株主については昨今のコーポレートガバナンス・コードによる政策保有株式に関する原則を踏まえその保有株式を第三者に譲渡する可能性があることが挙げられ、かかる第三者がグリーンメイラー等の当社の企業価値を毀損するおそれのある者の可能性もございます。

これらの事情を鑑みますと、今後当社株券等に対して企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を毀損するような大規模買付けがなされる可能性は否定できず、大規模買付けが発生した場合に、株主の皆様のために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えております。

以上のことから、当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルールを設定するとともに、上記「1. 基本方針の内容の概要」記載の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入することといたしました。

(2) 本プランの仕組み

ア 本プランの概要

本プランは、当社に対する買収等（下記イ（ア）で定義されます。以下同じです。）が行われる場合に、当社取締役会が、買収等を行う者又は買収等の提案を行う者（併せて、以下「買収提案者等」といいます。）に対して、買収提案者等及び買収等に関する情報の提供を求め、特別委員会（下記イ（エ）をご参照下さい。）による勧告を最大限尊重して、当該買収等について評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下のとおりです。

イ 本プランに係る手続

(ア) 本プランの対象となる当社に対する買収等

下記①又は②のいずれかに該当する大規模買付け（併せて、以下「買収等」といいます。）が本プランの対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除きます。

- ① 当社が発行する株券等¹について、保有者²及びその共同保有者³の株券等保有割合⁴が25%以上となる買付け等⁵
- ② 当社が発行する株券等⁶について、公開買付け⁷後の公開買付者の株券等の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が25%以上となる公開買付け

(イ) 買収提案者等に対する情報提供の要求

買収提案者等には、買収等に先立ち、まず、①買収提案者等の氏名又は名称、及び住所又は所在地、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤買収等の概要、並びに⑥本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を日本語で明示した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社所定の書式に基づき作成した上で提出していただくこととします。

次に、当社取締役会は、上記①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日（初日不算入。日本国内における土曜・日曜及び祝日を除きます。）以内に、当該買収提案者等に対して、買収等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）として当社が提出を求める事項について記載した書面（以下「本必要情報リスト」といいます。）を交付し、当該買収提案者等には、当該書面に従い、買収等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に日本語で記載した書面で提供していただきます。提供を求める本必要情報の項目は下記①乃至⑨のとおりです。

- ① 買収提案者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（買収提案者等の具体的な名称、事業内容、資本構成、財務内容等に関する情報を含みます。）
- ② 買収等の目的、方法及び内容（対象となる株券等の種類及び数、対価の種類及び価額、実施時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、買収等及び関連する取引の実現可能性、買収等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。）
- ③ 買収等に際しての第三者との間の意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無、及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 当社株券等の買収等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買収等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）及び買収資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買収等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、買収等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑦ 買収提案者等以外の当社の他の株主の皆様との間の利害相反を回避するための具体的方策
- ⑧ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨ その他当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要と判断する情報

買収提案者等から提供された買収等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該買収等を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、買収提案者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、本必要情報として十分な情報が買収提案者等から提供されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を買収提案者等に行います。

なお、当社取締役会は、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された買収等に関する情報その他の買収等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては、速やかに情報開示いたします。

(ウ) 当社取締役会による買収等に関する情報の評価・検討等

上記(イ)に基づき買収提案者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報に基づいて、買収提案者等による買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものであるかを評価・検討し、買収提案者等との買収条件に関する交渉、当該買収等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含みます。）の助言を得るものとします。当社が、買収提案者等に対して、買収等に関する当社取締役会としての意見を決定した際は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、買収等の内容に応じて、下記a又はbによる評価期間（以下「評価期間」といいます。）を設定します。買収提案者等は、評価期間中は、買収等を開始することができないものとします。

- a 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長60日間（初日不算入）
- b a以外の買収等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長90日間（初日不算入）

なお、当社取締役会が評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記(エ)に掲げる勧告を行うに至らない場合等）は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示致します。

(エ) 特別委員会による勧告

本プランにおいては、買収提案者等に対する対抗措置の発動にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会の諮問機関として、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される特別委員会を設置し、その判断を経ることとします。なお、特別委員会の概要につきましては、別紙2記載の「特別委員会規則の概要」の概要をご参照下さい。

また、本プラン導入当初の特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外取締役、社外取締役候補者及び社外監査役の4名から構成されます。本プラン導入当初の特別委員会の委員の略歴は別紙3のとおりです。

実際に買収等がなされる場合には、特別委員会が、当該買収等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うものとします。

特別委員会は、買収提案者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告を行うものとします。特別委員会が当社取締役会に対して下記①又は②に従った勧告を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

① 本対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、買収提案者等による買収等が下記ウに定める要件のいずれかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、買収等の内容の変更又は撤回等、本対抗措置の発動の前提となる事実に変化が生じた等の理由により、当該買収等が、当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合又は本対抗措置を採ることが相当ではないと判断される場合には、特別委員会は、本対抗措置により割り当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、本対抗措置の発動を中止し、又は新株予約権を無償で取得する旨の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

② 本対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守し、かつ買収提案者等による買収等の内容の検討、買収提案者等との協議・交渉等の結果、買収提案者等による買収等が下記ウに定める要件のいずれにも該当しないと判断する場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置の不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、買収提案者等による買収等が下記ウに定める要件のいずれかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、本対抗措置の発動の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(オ) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記(エ)の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

買収提案者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、買収等を開始することができないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示致します。

ウ 本対抗措置の発動の要件

買収提案者等が本プランに定められた手続を遵守するときでも、当社は、買収提案者等による買収等が下記のいずれかに該当する場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、上記イ(オ)に記載される当社取締役会の決議により、本対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記イ(エ)に記載したとおり、下記の要件に該当するか否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で買収等を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ② 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を、買収提案者等又はそのグループに移譲させる目的で買収等を行っている場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に当社の資産を買収提案者等又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収等を行っている場合
- ④ 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で買収等を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収等を行っている場合
- ⑥ 買付けの条件（買付対価の価格・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の経営方針・事業計画並びに買付け後における当社の他の株主及びステークホルダーに対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付けの場合
- ⑦ 買収提案者等及びその経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買収提案者等が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると公序良俗の観点から合理的に判断される場合
- ⑧ 買収提案者等による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、取引先及び当社従業員その他当社のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が毀損され、ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損される場合

エ 本対抗措置の内容

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権の無償割当ての概要は別紙4のとおりです。

オ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会において承認された時点から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、特別委員会が全員一致で本プランを廃止する旨を決議した場合は、本プランはその時点で廃止されるものとします。

さらに、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プラン導入の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合又は誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当該修正により株主の皆様へ不利益を与えない場合等には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社取締役会は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

(3) 本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

ア 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主及び投資家の皆様へ直接具体的な影響が生じることはありません。

イ 本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

新株予約権の無償割当てに際しては、当社取締役会が定める一定の日（以下「本基準日」といいます。）における株主の皆様に対して、その保有する当社株券等1株につき1個以上の取締役会が定める数の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

この場合において、当社は、原則として、当社取締役会の決定により、下記ウにおいて詳述する手続に従って、①特定大量保有者¹⁰、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者¹¹、④特定大量買付者の特別関係者、⑤上記①乃至④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①乃至⑤までに該当する者の関連者¹²、（上記①乃至⑥に該当する者を併せて、以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株券等を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株券等を受領することとなり、この場合には、保有する当社株券等1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株券等全体の経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じません。

一方、株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株券等1株当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株券等が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他下記ウにおいて詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株券等の経済的価値及び議決権比率が希釈化されることがあります。

なお、当社は、本基準日以降であっても、新株予約権を無償で取得し、又は新株予約権の無償割当てを中止する場合があります。この場合には、1株当たりの当社株券等の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株券等の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

また、新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買取提案者等の有する当社株券等に係る経済的価値及び議決権比率に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買取提案者等以外の株主の皆様の有する当社株券等の経済的価値及び議決権比率に対して直接的な影響が生じることはありません。

ウ 本対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

無償にて割り当てられた新株予約権に関し、当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するか、又は、新株予約権の行使をお願いするかという点については、当社取締役会が本対抗措置の発動時に決定した上で速やかに情報開示致します。

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株券等を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社株券等を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

その他、非適格者からの新株予約権の取得、その他の取得に関する事項については、発行された新株予約権の定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、新株予約権の行使をお願いする場合、本基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。株主の皆様におかれましては、新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権の目的である当社株券等1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株券等が発行されることとなります。

上記のほか、新株予約権の割当ての方法、当社による取得の方法及び行使の方法の詳細につきましては、新株予約権の割当てに関する決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

4. 上記2. 及び3. の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

(1) 上記2. の取組みについて

上記「2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要」に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではありません。

(2) 上記3. の取組みについて

当社は、次の理由から、上記「3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」の取組みは、上記「1. 基本方針の内容の概要」の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、また、東京証券取引所の諸規則の趣旨に合致するものです。さらに、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっております。

イ 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランの導入を決議した当社取締役会において、本プランの導入について本定時株主総会において議案としてお諮りすることをあわせて決議しております。また、本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認された時点から承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとします。さらに、本定時株主総会において本プランをご承認いただいた後も、当社株主総会において、

本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様の意思が尊重されることになっております。

これらに加えて、当社取締役会は、実務上適切であると判断する場合又は特別委員会からの勧告があった場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動の是非についても、株主の皆様の意思を確認することとされており、株主の皆様の意思が反映されます。

また、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、買収等に応じて当社株券等の売却を行うか否かについての判断及び対抗措置の発動の是非を判断する株主総会における議決権行使等の際の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、本必要情報その他買収提案者等から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

ウ 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、特別委員会を設置しております。当社に対して買収等がなされた場合には、特別委員会が、買収等に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されています。

エ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3. (2)ウに記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (2)オ記載のとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなおその発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。
 - 3 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
 - 4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じです。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下本②において同じです。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じです。
 - 8 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じです。
 - 9 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。以下同じです。
 - 10 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が25%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。
 - 11 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して25%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。
 - 12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(別紙1)

大株主の状況

(平成30年3月31日現在)

(上位10名)

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	2,046,100	12.51%
高橋修	2,009,740	12.29%
高橋学	1,000,000	6.11%
菅井賢志	741,000	4.53%
有限会社工又・テ一商会	690,000	4.22%
株式会社北洋銀行	677,800	4.14%
有限会社ダイユウ商会	661,900	4.05%
株式会社三菱UFJ銀行	610,000	3.73%
THE CHASE MANHATTANBANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	532,900	3.26%
高橋悦雄	489,200	2.99%
計	9,458,640	57.83%

※ 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

特別委員会規則の概要

特別委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を検証し、取締役会の恣意的判断を排除するために設置されるものとし、特別委員会の組織、権限等の概要については、以下のとおりです。

1. 特別委員会の組織

特別委員会の委員は3名以上とし、公正かつ合理的な判断を可能とするべく、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者等（顧問ではない弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。

2. 委員の任期

特別委員会の委員の任期は、選任の時から、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 特別委員会の権限事項

特別委員会は、原則として、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする。

- ① 買収提案者等が本プランに定める手続を遵守しているか
- ② 買収等の提案の内容が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに本対抗措置の発動又は不発動
- ③ 本対抗措置の中止
- ④ 上記①乃至③のほか、本プランにおいて特別委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が特別委員会に諮問した事項

4. 招集手続

特別委員会は、当社代表取締役の要請により、特別委員会の決議により選定される議長又は各委員が招集する。

5. 決議方法

特別委員会の決議は、原則として、委員全員が出席し、全会一致をもってこれを行う。

6. 特別委員会への出席

特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員を特別委員会に出席させ、必要な情報の提供を求めることができる。

7. 第三者の助言

特別委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を受けることができる。

以上

(別紙3)

特別委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

木之瀬 幹夫 (きのせ みきお 社外取締役)

【略歴】

平成7年5月 第二東京弁護士会入会
鈴木・和田法律事務所入所
平成13年4月 鈴木・和田・木之瀬法律事務所設立
平成22年12月 鈴木綜合法律事務所代表弁護士 (現在に至る)
平成27年4月 関東弁護士会連合会理事就任 (現在に至る)
平成27年6月 当社取締役 (現在に至る)

鳥海 隆雄 (とりうみ たかお 社外監査役)

【略歴】

昭和52年9月 ティエステック株式会社入社
昭和58年10月 朝日監査法人 (現有限責任あずさ監査法人) 入社 (非常勤職員)
昭和62年4月 公認会計士 税理士鳥海公認会計士事務所代表 (現在に至る)
平成15年6月 当社監査役 (現在に至る)

本橋 信隆 (もとはし のぶたか 社外監査役)

【略歴】

昭和46年6月 監査法人池田昇一事務所 (現新日本有限責任監査法人) 入所
昭和48年3月 公認会計士登録
昭和51年5月 監査法人榮光会計士事務所 (現新日本有限責任監査法人) 代表社員就任
平成20年6月 新日本監査法人 (現新日本有限責任監査法人) 退所
平成20年7月 公認会計士税理士本橋信隆事務所代表 (現在に至る)
平成24年3月 マブチモーター株式会社監査役 (現在に至る)
平成24年6月 当社監査役 (現在に至る)

猪岡 修治 (いのおか しゅうじ 社外取締役候補者)

【略歴】

昭和47年4月 株式会社横河橋梁製作所 (現株式会社横河ブリッジホールディングス) 入社
平成14年4月 株式会社横河システム建築取締役
平成20年6月 株式会社横河システム建築代表取締役社長
平成28年6月 株式会社横河システム建築顧問
平成29年9月 株式会社横河システム建築顧問退任

なお、当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主

新株予約権の無償割当ての取締役会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除く。）に対し、その所有する当社普通株式 1 株につき 1 個以上の取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の割当総数

割当期日における最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1 株とする。但し、対象株式数は以下の(a)及び(b)に従い調整される。

(a) 割当後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

(b) 上記(a)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 以下の各号に定める者（以下、別紙4において「非適格者」という。）は新株予約権を行使できないものとする。

- ① 特定大量保有者¹
- ② 特定大量保有者の共同保有者
- ③ 特定大量買付者²
- ④ 特定大量買付者の特別関係者
- ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- ⑥ 上記①から⑤までに該当する者の関連者³

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 当社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

(1) 当社は、上記7. に定める行使条件を満たす場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記4. (2) (a) に定める対象株式数の調整の規定を準用する。

(2) 上記(1)に拘わらず、当社は、上記7. に定める行使条件を満たすまでの間においていつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社が取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

10. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権証券を発行しない。

11. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

12. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

13. 法令の改正等による修正

新株予約権の発行後、法令の制定、改正又は廃止により、上記各項に定める条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該制定、改正又は廃止の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以 上

-
- 1 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が25%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。
 - 2 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して25%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。
 - 3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

第5号議案 第三者割当による自己株式処分の件

当社は、平成30年5月7日開催の取締役会において、一般財団法人ナガワひまわり財団（以下、「本財団」といいます。）の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式処分に関しましては、平成30年6月開催予定の当社第54期定時株主総会の承認を条件として実施するものとします。

1. 本財団について

(1) 本財団の目的

当社は、高等専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する学生のうち、学術優秀・品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学支援を行うとともに、大学や研究機関に対し研究費の助成を行い、もって社会有用の人材を育成すること及び産業全体の発展に貢献することを目的として、本財団を設立しました。

(2) 本財団の概要

① 名 称	一般財団法人ナガワひまわり財団
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
③ 理 事 長	高橋 修
④ 評 議 員	高橋 紅実 新村 亮 小林 義幸
⑤ 活 動 内 容	・高等専門学校生・短期大学生・大学生・大学院生への奨学金の無償給付 ・大学又は研究機関における研究活動への助成 ・その他上記目的を達成するために必要な事業
⑥ 活 動 原 資	年間約2,500万円～約3,000万円 ※現在、設立時以降の当社からの寄付金600万円で活動中ですが、2. (1)の自己株式処分により割り当てられる当社株式の配当を加えて活動原資といたします。
⑦ 設 立 年 月 日	平成30年4月2日
⑧ 当 社 と の 関 係	
資 本 関 係	当社は本財団の基本財産の出捐企業です。
人 的 関 係	当社の代表取締役1名が本財団の代表理事を兼務しております。また、当社の取締役1名が本財団の評議員を兼務、当社の取締役1名が本財団の選考委員を兼務しております。
取 引 関 係	当社は本財団に寄付しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 自己株式の処分について

(1) 処分する自己株式の内容

① 処分株式の種類および上限	普通株式 1,000,000株
② 払込金額の下限	1株につき1円
③ 払込金額の総額	1,000,000円
④ 処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	一般財団法人ナガワひまわり財団
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	上記に定めるもののほか、募集事項その他募集株式の募集に必要な一切の事項については、当社取締役会において決議します。

(2) 処分の目的及び理由

当社は、ユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界を主な事業としております。当社の経営方針として、社会の繁栄とともに歩むことが企業のあるべき姿と考えており、長年当社が属するユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界の発展に尽くしてまいりました。本財団は、学業を志す優秀な学生に対して奨学金を通じて就学の支援を行うとともに、大学又は研究機関における研究活動への助成を行い、学生や研究者が情熱を持って学業や研究に取り組むことができる環境を整備・提供することで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材を育成し、当社が属する業界の発展の一助となるよう活動を行ってまいります。

本財団のこのような活動は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものと考えます。

本自己株式処分は、本財団の社会貢献活動への原資を拠出するために本財団に対して行うものであります。本財団は、当社株式を取得し、当社株式の配当等を原資として活動します。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

ア 払込金額の総額	1,000,000円
イ 発行諸費用の概算額	0円
ウ 差引手取概算額	1,000,000円

② 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については本財団の設立に要した費用に充当する予定です。

(4) 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は本財団の設立に要した費用に充当する予定です。当該費用は本財団の設立に必須のものであるところ、本財団の活動内容が、中長期的な観点から当社の企業価値向上にも資するものであること等に鑑みると当該資金使途には合理性があるものと考えております。

(5) 処分条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、学業を志す優秀な学生（二学年次以降を対象）に対して奨学金支給を通じて就学の支援を行うとともに、大学又は研究機関における研究活動への助成を行い、学生や研究者が情熱を持って学業や研究に取り組むことができる環境を整備・提供することで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材を育成し、当社が属する業界の発展の一助となるよう活動を行ってまいります。また、かかる活動を通じて、広く優秀な人材に当社を認知していただき、ゆくゆくは当社への入社を決意していただくことで、当社が優秀な人材を確保することに繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。

これらの社会貢献活動への支援は、中長期的な観点及び社会的責任の観点からも当社の企業価値向上に資するものであると考えています。

また、本自己株式の処分は本財団の社会貢献活動の支援を目的とするものであり、調達する資金も上記(3)

②のとおり主に本財団の設立に要した費用に充当することを予定しております。

このため1株1円という処分価格は合理的と考えております。

② 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本財団の社会貢献活動を安定的かつ継続的に行うにあたり、活動原資となる処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて、本財団への拠出においては、当面は本自己株式処分による株式が株式市場へ流通することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量のレベルは合理的であると考えております。

本自己株式処分に係る株式数は、1,000,000株（議決権数10,000個）であり、これは現在の当社の発行済株式総数16,357,214株に対して6.11%（総議決権数140,604個に対して7.11%）の割合に相当します。

本財団は、本自己株式処分による割当株式の配当を原資として、学生への奨学金支給や大学又は研究機関への研究活動費の助成を行うところ、本財団による活動が安定的かつ継続的に実施されるべく、安定した財産基盤の形成が必要となります。なお、本財団による奨学金支給は毎年30名程度を最大数として決定する予定であり、毎年同数を最大数として支給対象者が増加するため、将来的には支給対象者は最大で90名程度となり、奨学金支給額は2,500万円から3,000万円程度を想定しており、また、大学又は研究機関への活動資金の助成も予定することから、本財団の活動資金は最大で3,000万円程度が必要となるものと想定しています。

この点、本財団への活動資金の提供は当社からの寄付又は贈与という手段が考えられるところ、かかる寄付又は贈与が一時の経営方針の変更により中止又は減額される可能性もあり必ずしも安定的な本財団への活動資金の提供が実現されるものではないと考えております。他方で、当社は、株主還元方針として総還元性向(※)を30%以上とすることを目安としていること、また、過去7年間にわたり、基本配当を25円と維持していることから、当社株式を割り当てることで本財団に安定した配当収益をもたらすことができ、もって安定した財産基盤の形成に資すると考えております。そこで、本財団の社会貢献活動に要する費用を十分に確保できる配当収益となる株式数として、今般、本自己株式処分による1,000,000株の割当てを決定した次第です。

※ 総還元性向とは、純利益に対する配当と自己株式取得の合計額の比率をいいます。

本自己株式処分の目的は、社会有用の人材を育成すること及び産業全体の発展に貢献すること、本財団の活動を通じて当社が優秀な人材の獲得に資することにあり、もって、当社の中長期的な企業価値の向上にも資するものであると考えております。

一方で、本財団への本自己株式処分により希薄化が生じることとなりますが、当社としては、奨学金の支給対象者の中から当社への入社を希望する方が現れることを想定し、当社の毎年の採用数(20~30名程度)と同程度又はそれ以上の人数を奨学金の支給対象者数とすることが合理的であると考え、それを実現することが可能な程度原資を確保することができる株式数を割り当てること、優秀な人材の獲得に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するといえ、これに伴う希薄化が生じるとしても、それを上回る利益があると考えております。なお、本自己株式処分により、当社役員及びその関係者による議決権数の割合は、約57.02%となりますが、当社役員の関係者は、いずれも個人又は個人の資産管理会社であり、当社の役員又は従業員ではないため、当社としては、当該関係者が必ずしも当社提案に従った議決権行使をするものではないと考えております。

以上のとおり、本財団の活動を実現するための財源の確保の必要性と、株式の希薄化の影響の程度を比較考慮して、本自己株式処分による希薄化の規模は合理性があるものと考えております。

(6) 処分予定先の選定理由等

① 処分予定先の概要

上記「1. (2)本財団の概要」の記載内容をご参照ください。

※ なお、当社は、日経テレコン及びWEB検索により、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索し、処分予定先、当該処分予定先の評議員及び理事が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

② 処分予定先を選定した理由

当社は、これまでの社会貢献活動を安定的かつ継続的に行ってまいりたいと考えております。

本財団は、上記「2. (2)処分の目的及び理由」及び上記「2. (5)①払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載のとおり、社会貢献活動を安定的かつ継続的に行うことを目的として設立されたものであり、これらの社会貢献活動を支援することが中長期的視点及び社会的責任の観点からも当社の企業価値の向上に資すると考え、本財団を処分先とすることが妥当であると判断し選定するものです。

③ 処分予定先の保有方針

当社は、処分予定先は当社株式からの配当を主な活動原資とすることから当社株式を長期的に保有する方針であることを確認しております。

本財団は保有株式の議決権行使について、定款上は理事会の決議によるものであるところ、理事会は3名の理事により構成するものとし、そのうち2名は当社外の有識者が就任しており、当社によるかかる議決権行使に関する不当な影響力行使を防止する措置を講じております。また、下記のとおり、本財団の理事の構成は特定の理事と特別な関係にある者を継続的に3分の1以下とする必要があることから、当社によるかかる議決権行使に関する不当な影響力行使についての抑止力が働くものといえます。さらに、本財団の評議員及び理事の構成については、本財団の活動の公益性に鑑みて、随時見直しを行う予定です。

なお、本財団が当社株式について議決権行使を実施する趣旨としては、本財団は活動原資をその保有する当社株式の配当に主として依拠するところ、当社は総還元性向として配当を含む株主還元方針を開示しているものの、かかる配当が将来にわたって継続的かつ安定的に実施されるよう、本財団が株主権を行使することを通じて、株主としての自身の利益を確保する方策を有することは重要と考える点にあります。また、本財団の活動状況及び本財団による当社株式の議決権行使結果については、毎年公表させていただく予定です。

本財団の理事のうち、高橋修以外の理事について、選任に至る経緯と選任の理由は以下のとおりです。

氏名	選任に至る経緯及び選任の理由
<p>いけ だ けん いち 池 田 賢 一</p>	<p>池田賢一氏は、富士通株式会社に所属しており、本財団の活動に賛同を示していただいております。当社は、直近10年間、同社との間で取引がないことから、池田賢一氏は当社との関係で独立した第三者であるといえます。</p> <p>以上のとおり、池田賢一氏は、本財団の活動に理解があり、また、当社から独立した立場にあることから、本財団の理事として適任であると判断しております。なお、池田賢一氏については、当社総務部が人選をした上で、就任の打診をしております。</p>
<p>ひき ち しゅう いち 引 地 修 一</p>	<p>引地修一氏は、フライフーズ株式会社に所属しており、本財団の活動に賛同を示していただいております。当社は、直近10年間、同社との間で取引がないことから、引地修一氏は当社との関係で独立した第三者であるといえます。</p> <p>以上のとおり、引地修一氏は、本財団の活動に理解があり、また、当社から独立した立場にあることから、本財団の理事として適任であると判断しております。なお、引地修一氏については、当社総務部が人選をした上で、就任の打診をしております。</p>

また、理事の選任は評議員会の決議事項となりますが、本財団は法人税法上の非営利型法人に該当するものであり、非営利型法人の要件充足性を維持するため、本財団の理事について、理事長である高橋修と特別な関係にある者の数を3分の1以下とする必要があります。本財団が非営利型法人に該当することで、収益事業を除く事業から生じる所得は課税対象に該当しないため、本財団の財産基盤の形成に資するものといえます。

さらに、当社は、処分予定先から、処分予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

- ④ 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容
本財団の寄付金を原資とし、金銭をもって払い込みを行います。

(7) 処分後の大株主及び所有株式数の割合（上位10名）

処分前（平成30年3月31日現在）		処 分 後	
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	12.51%	THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	12.51%
高 橋 修	12.29%	高 橋 修	12.29%
高 橋 学	6.11%	高 橋 学	6.11%
菅 井 賢 志	4.53%	一般財団法人ナガワひまわり財団	6.11%
有限会社エヌ・テ一商会	4.22%	菅 井 賢 志	4.53%
株式会社北洋銀行	4.14%	有限会社エヌ・テ一商会	4.22%
有限会社ダイユウ商会	4.05%	株式会社北洋銀行	4.14%
株式会社三菱UFJ銀行	3.73%	有限会社ダイユウ商会	4.05%
THE CHASE MANHATTANBANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	3.26%	株式会社三菱UFJ銀行	3.73%
高 橋 悦 雄	2.99%	THE CHASE MANHATTANBANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	3.26%

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）を記載しております。
2. 当社保有の自己株式を含めておりません。

(8) 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(9) 企業行動規範上の手続に関する事項

本件自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

① 最近3年間の業績（連結）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	26,330百万円	27,057百万円	27,442百万円
営業利益	3,982百万円	4,063百万円	4,281百万円
経常利益	3,952百万円	4,365百万円	4,459百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,268百万円	2,833百万円	2,921百万円
1株当たり当期純利益	163.39円	206.33円	212.41円
1株当たり配当金	40.00円	40.00円	50.00円
1株当たり純資産	2,435.88円	2,580.60円	2,806.32円

② 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成30年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	16,357,214株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－株	－

③ 最近の株価の状況

ア 最近3年間の状況

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始値	2,880円	2,652円	3,970円
高値	4,890円	4,675円	5,000円
安値	2,584円	2,493円	3,475円
終値	2,652円	3,940円	4,460円

イ 最近6か月間の状況

	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始 値	4,580円	4,750円	4,965円	4,655円	4,565円	4,495円
高 値	4,930円	5,000円	4,970円	4,820円	4,665円	4,725円
安 値	4,565円	4,750円	4,610円	4,200円	4,345円	4,390円
終 値	4,770円	4,970円	4,640円	4,565円	4,460円	4,685円

ウ 発行決議日前営業日における株価

	平成30年5月2日
始 値	4,680円
高 値	4,770円
安 値	4,655円
終 値	4,770円

④ 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

ア 第三者割当による自己株式処分

払 込 期 日	平成30年1月12日		
調 達 資 金 の 額	938,832,000円 (差引手取概算額)		
発 行 価 額	1株につき4,870円		
募集時における発行済株式数	16,357,214株		
当該募集による発行株式数	193,600株		
募集後における発行済株式総数	16,357,214株		
割 当 先	住友不動産株式会社 株式会社横河ブリッジホールディングス 丸全昭和運輸株式会社	102,000株 61,600株 30,000株	
発行時における当初の資金 用途及び支出予定時期	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
	住友不動産株式会社株式、株式会社横河ブリッジホールディングス株式、丸全昭和運輸株式会社株式を取得した対価の支払により減少した運転資金の補てんに充当	938	平成30年1月
現時点における充当状況	上記運転資金への充当を完了しております。		

イ 第三者割当による自己株式処分

払込期日	平成30年3月28日		
調達資金の額	844,113,500円 (差引手取概算額)		
発行価額	1株につき4,485円		
募集時における発行済株式数	16,357,214株		
当該募集による発行株式数	189,100株		
募集後における発行済株式総数	16,357,214株		
割当先	文化シャッター株式会社		111,400株
	アキレス株式会社		22,200株
	栗林商船株式会社		22,200株
	J B C Cホールディングス株式会社		22,200株
	株式会社テーオーホールディングス		11,100株
発行時における当初の資金 用途及び支出予定時期	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
	文化シャッター株式会社株式、アキレス株式会社株式、栗林商船株式会社株式、J B C Cホールディングス株式会社株式、株式会社テーオーホールディングス株式を取得した対価の支払により減少した運転資金の補てんに充当	844	平成30年3月
現時点における充当状況	上記運転資金への充当を完了しております。		

以上

(提供書面)

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

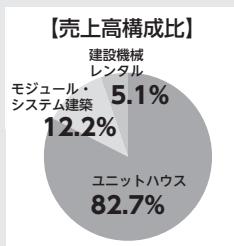
① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善が続く中、個人消費の持ち直しの動きもみられるなど緩やかな回復基調で推移しました。先行きについては引続き成長が期待されるものの、世界経済の動向や東アジアの政治情勢には留意していく必要があります。

当社グループを取り巻く環境におきましては、オリンピック関連需要や大都市圏の再開発事業などで民間設備投資が好調に推移し、公共事業を含めた建設工事予定額はおおむね横ばいとなり、比較的堅調な推移となりました。

こうした中、当社グループは、モジュール・システム建築の技術・ノウハウを活用し、工場、倉庫、店舗等の受注を拡大していく一方、ユニットハウス事業においては、拡大するレンタル需要に対応すべく、工場の生産能力増強はもちろん、物流体制の強化にも取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における売上高は274億4千2百万円（前期比1.4%増）、営業利益は42億8千1百万円（前期比5.4%増）、経常利益は44億5千9百万円（前期比2.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は29億2千1百万円（前期比3.1%増）となりました。



■売上高
27,442百万円
(1.4%増)

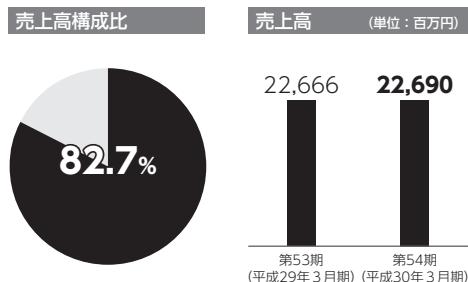
■営業利益
4,281百万円
(5.4%増)

■経常利益
4,459百万円
(2.2%増)

■親会社株主に帰属する当期純利益
2,921百万円
(3.1%増)

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

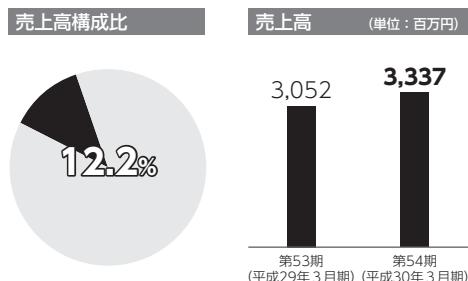
ユニットハウス事業



ユニットハウス事業におきましては、販売は常設展示場での特注ハウスの品揃え強化や、各種キャンペーンの強化実施に努め、レンタルは、旺盛な需要に対応するため、物流体制の強化と備品など付帯品をセットにした提案営業を継続してまいりました。また、2020年に開催されるオリンピック関連需要とそれに伴う大都市の再開発事業を積極的に受注してまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は226億9千万円（前期比0.1%増）となりました。またセグメント利益は展示場における各販促キャンペーンによる販売売上の増加により、40億8千5百万円（前期比5.8%増）となりました。

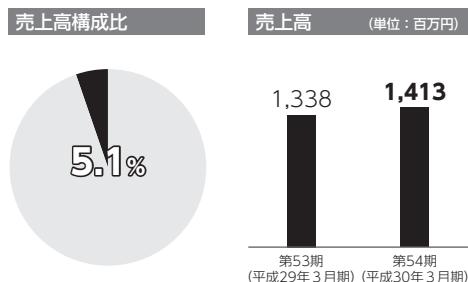
モジュール・システム建築事業



モジュール・システム建築事業におきましては、規格建築の特性である「短納期」「低コスト」を武器に官庁及び民間向けの事務所・倉庫・工場の受注が堅調に推移しました。海外におきましては、タイでは日系企業進出に伴う事務所建築、インドネシアではODA関連の日本人宿舎などを積極的に受注してまいりました。

その結果、郵便局関連事務所や民間設備投資における事務所や工場受注が堅調に推移し、当事業のセグメント売上高は、33億3千7百万円（前期比9.4%増）となりました。またセグメント利益は現場管理の徹底による販売管理費低減により、3億2千9百万円（前期比67.6%増）となりました。

建設機械レンタル事業



建設機械レンタル事業におきましては、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事発注金額に減少傾向が見られる中、当連結会計年度においては災害復旧予算ならびに農業土木予算の発注が堅調に推移しました。

そのような中、地域に密着した営業活動の強化と貸与資産管理の緻密化と資産効率の向上、固定費の圧縮に努めてまいりました。

その結果、当事業のセグメント売上高は14億1千3百万円（前期比5.6%増）となりました。またセグメント利益については、貸与機械の更新投資額を前期の半分以下に抑制し翌期に繰延したことにより、1億8千2百万円（前期比39.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は26億3千2百万円で、その主なものは、貸与資産の取得20億8千9百万円であります。

③ 資金調達の状況

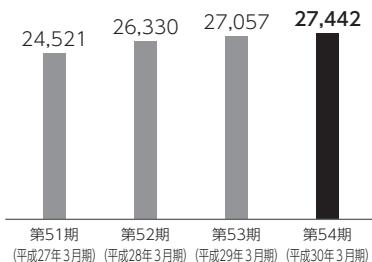
上記の設備資金は主に自己資金により賄いましたので、資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡及び譲受の状況

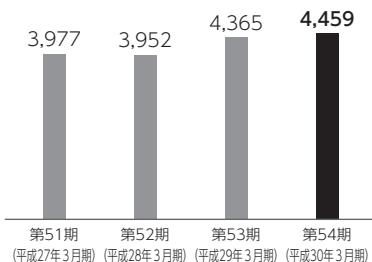
NAGAWA OY CONSTRUCTION CO.,LTD.については、平成30年1月にNAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.が株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成29年12月31日とし、貸借対照表のみを連結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

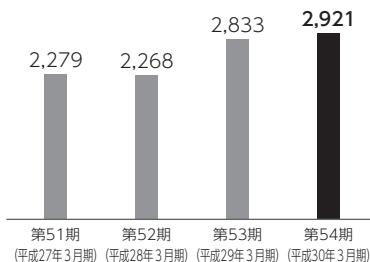
売上高 (単位：百万円)



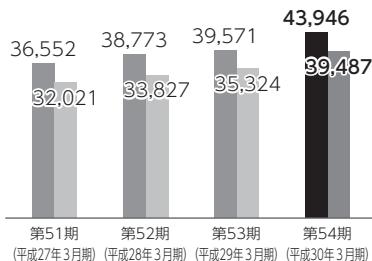
経常利益 (単位：百万円)



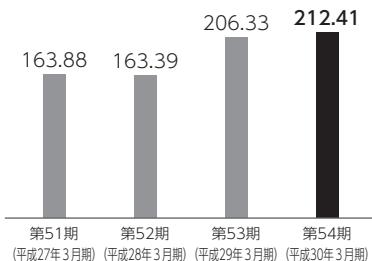
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



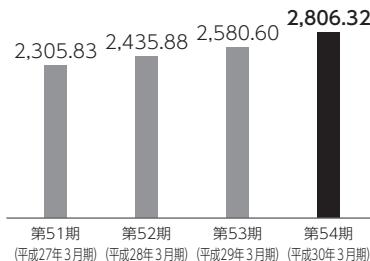
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第51期 (平成27年3月期)	第52期 (平成28年3月期)	第53期 (平成29年3月期)	第54期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売上高	(百万円)	24,521	26,330	27,057	27,442
経常利益	(百万円)	3,977	3,952	4,365	4,459
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,279	2,268	2,833	2,921
1株当たり当期純利益	(円)	163.88	163.39	206.33	212.41
総資産	(百万円)	36,552	38,773	39,571	43,946
純資産	(百万円)	32,021	33,827	35,324	39,487
1株当たり純資産	(円)	2,305.83	2,435.88	2,580.60	2,806.32

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社名	資本金又は出資金 百万円	当社の議決権比率 %	主な事業内容
PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL	23	67.0	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務
NAGAWA (THAILAND) CO., LTD.	25	49.0	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務
NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.	27	※87.5	一般建築の設計及び施工

(注) ※印は間接保有を含んだ比率であります。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済の動向や東アジアの政治情勢に留意していく必要があるものの、国内における建設市場は引き続き堅調に推移していることや、景況感の改善による経済対策及び雇用所得環境の改善傾向を背景に、引き続き緩やかな回復が続く見通しであります。

建設業界におきましては、2020年の東京オリンピック開催に向けた建設工事が具体化してきており、短期的に経済の好循環が発展し、企業業績の改善が進み、経営環境は回復に向かうことが予想されます。

このような経営環境のもと当社グループといたしましては、拡大する需要に着実に成果を上げるべく、特に人材育成に着眼をおき、精鋭集団となるべく社員の資格取得を積極的に支援し、また更なる経営効率化を合わせて実施し、業績の拡大に努めてまいります。販売については、モジュール・システム建築の拡大に更に注力し、M&Aも含めた積極的な人材確保と業容拡大を行います。また、ユニット建築との相乗効果を活かして、低層建築市場における「軽量鉄骨ゼネコン」を目指してまいります。レンタルについては、豊富な手元資金を背景に拡大する需要に対応すべく積極的に貸与資産の設備投資を行ってまいります。

一方、海外事業につきましては黒字化したインドネシアは、積極的な受注における売上拡大と黒字幅の上積みを行います。タイにおいては、新子会社とのシナジー効果を最大限に活かし、まずは経営の安定化と黒字化の確保、そして周辺国への積極的な営業活動も展開してまいります。

また、両国ともに人材教育の推進による生産性の向上はもちろん、積極的なIT技術を活用した業務改善にも注力してまいります。

当社グループの対処すべき課題として、短納期、低コストのモジュール・システム建築を中心に低層建築市場の開拓建築施工体制の充実化を積極的に推進するために、人材育成のための資格取得を積極的に支援し建築施工体制の強化を図ってまいります。また、価格競争力の強化のため、ITを活用した業務効率化と物流体制の強化と効率化を行ってまいります。

さらに多様化する需要にこたえるべく、商品開発と品質管理の徹底を進めるとともに、コーポレートガバナンスをはじめコンプライアンスの遵守とリスクマネジメントに誠実に取り組み、経営の透明性と健全性を確保し、継続的な企業価値の向上に努めてまいります。

通期の業績見通しにつきましては、連結売上高300億円、連結営業利益45億円、連結経常利益46億円、親会社株主に帰属する当期純利益28億円を予想しております。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社グループはユニットハウスの製造・販売・賃貸、建設機械・備品の、販売・賃貸及びモジュール・システム建築の販売を主とした事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

① 当社

本店 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

営業所

旭川営業所	(北海道 上川郡 当麻町)	沼津営業所	(静岡県 沼津市)
帯広営業所	(北海道 河東郡 音更町)	浜松営業所	(浜松市 東区)
札幌支店	(札幌市 東区)	静岡営業所	(静岡県 駿河区)
登別営業所	(北海道 登別市)	安城営業所	(愛知県 安城市)
伊達営業所	(北海道 伊達市)	名古屋支店	(名古屋市中区)
倶知安営業所	(北海道 虻田郡 倶知安町)	三重営業所	(三重県 四日市市)
道南営業所	(北海道 二世郡 八雲町)	岐阜営業所	(岐阜県 羽島郡 岐南町)
函館営業所	(北海道 函館市)	金沢営業所	(石川県 金沢市)
青森営業所	(青森県 青森市)	富山営業所	(富山県 富山市)
盛岡営業所	(岩手県 盛岡市)	福井営業所	(福井県 福井市)
仙台支店	(仙台市 青葉区)	京都営業所	(京都市 中京区)
秋田営業所	(秋田県 秋田市)	滋賀営業所	(滋賀県 守山市)
山形営業所	(山形県 山形市)	大阪支店	(大阪市 中央区)
郡山営業所	(福島県 郡山市)	和歌山営業所	(和歌山県 和歌山市)
いわき営業所	(福島県 いわき市)	神戸営業所	(神戸市 中央区)
新潟営業所	(新潟県 中央区)	姫路営業所	(兵庫県 姫路市)
長岡営業所	(新潟県 長岡市)	島根営業所	(島根県 松江市)
上越営業所	(新潟県 上越市)	岡山営業所	(岡山市 中区)
長野営業所	(長野県 長野市)	広島営業所	(広島市 中区)
前橋営業所	(群馬県 前橋市)	山口営業所	(山口県 山口市)
宇都宮営業所	(栃木県 宇都宮市)	高松営業所	(香川県 高松市)
水戸営業所	(茨城県 水戸市)	高知営業所	(高知県 高知市)
千葉営業所	(千葉県 中央区)	松山営業所	(愛媛県 伊予郡 砥部町)
埼玉営業所	(さいたま市 大宮区)	福岡営業所	(福岡市 中央区)
東京支店	(千代田区)	北九州営業所	(北九州市 小倉南区)
日野営業所	(東京都 日野市)	長崎営業所	(長崎県 長崎市)
横浜営業所	(横浜市 中区)	熊本営業所	(熊本市 東区)
神奈川営業所	(神奈川県 厚木市)	宮崎営業所	(宮崎県 宮崎市)
甲府営業所	(山梨県 甲府市)		

工場

石狩工場	(北海道 石狩市)	東員工場	(三重県 員弁郡 東員町)
仙台工場	(宮城県 亘理郡 山元町)	京都工場	(京都府 木津川市)
結城工場	(茨城県 結城市)	福岡工場	(福岡県 鞍手郡 鞍手町)
岩槻工場	(さいたま市 岩槻区)	宮崎工場	(宮崎県 都城市)

② 子会社

PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL
 NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.
 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.

(インドネシア共和国 ジャカルタ市)
 (タイ王国 サムットプラカーン県)
 (タイ王国 バンコク県)

(7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
ユニットハウス事業	392 (11) 名	5名増 (5名増)
モジュール・システム建築事業	58 (1) 名	6名増 (4名減)
建設機械レンタル事業	31 (4) 名	9名減 (-)
合 計	481 (16) 名	2名増 (-)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
436 (16) 名	11名増 (1名増)	36.1歳	8.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- | | |
|---------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,357,214株 |
| | (自己株式2,286,266株を含む) |
| ③ 株主数 | 3,413名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	2,046	14.54
高橋 修	2,009	14.28
高橋 学	1,000	7.11
菅井賢志	741	5.27
有限会社エヌ・テー商会	690	4.90
株式会社北洋銀行	677	4.82
有限会社ダイユウ商会	661	4.70
株式会社三菱UFJ銀行	610	4.34
THE CHASE MANHATTANBANK,N.A.LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	532	3.79
高橋悦雄	489	3.48

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (2,286,266株) を控除して計算しております。
2. 当社は、2,286,266株の自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 修	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.取締役 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
常務取締役	井上俊範	営業本部長
常務取締役	菅井賢志	製造技術本部長
常務取締役	高橋 学	経理部長
取締役	久納正義	営業本部長兼東北ブロック長
取締役	山本敏朗	営業本部長兼関西ブロック長
取締役	新村 亮	企画室長兼海外事業推進室長 PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL取締役 NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.取締役 NAGAWA OY CONSTRUCTION Co.,Ltd.取締役
取締役	木之瀬幹夫	鈴木総合法律事務所代表弁護士
常勤監査役	多田俊雄	
監査役	鳥海隆雄	公認会計士 税理士 鳥海公認会計士事務所代表
監査役	本橋信隆	公認会計士 税理士 本橋信隆事務所代表 マブチモーター株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役木之瀬幹夫氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役木之瀬幹夫氏、監査役鳥海隆雄氏及び監査役本橋信隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (1)	180,110 (2,600)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	22,000 (5,200)
合計	12	202,110

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額300,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成3年6月21日開催の第27期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・平成30年6月19日開催の第54期定時株主総会において付議いたします役員賞与
 - 取締役 8名 66,800千円 (うち社外取締役 1名 800千円)
 - 監査役 3名 8,200千円 (うち社外監査役 2名 1,600千円)

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役木之瀬幹夫氏は、鈴木総合法律事務所代表弁護士であります。当社と鈴木総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鳥海隆雄氏は、公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所代表であります。当社と公認会計士税理士鳥海公認会計士事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本橋信隆氏は、公認会計士税理士本橋信隆事務所代表であります。当社と公認会計士税理士本橋信隆事務所との間には特別の関係はありません。
- ・監査役本橋信隆氏は、マブチモーター株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とマブチモーター株式会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木之瀬幹夫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席いたしました。出席した取締役会において、主に法律等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 鳥海隆雄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 本橋信隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定 平成27年5月7日）

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 総務部はコンプライアンス体制に関する規程を整備し、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役並びに従業員が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、取締役並びに従業員に対して教育等を行う。
- (2) 上述の活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに保存する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 役員部長連絡会議事録
 - ④ 税務署その他官公庁、証券取引所、業界団体等に提出した書類の写し
 - ⑤ その他文書管理規程に定める文書
- (2) 上記文書の保管場所及び保管方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合、2営業日以内に本社において閲覧が可能な場所及び方法とする。
- (3) 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、文書管理規程に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を体系的に規定する危機管理規程を定める。
- (2) 取締役会のほかに、週1回開催される役員部長連絡会において営業上の問題、製造上の問題、経営上の問題等を全社的な視点で検討、評価し、今後当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できる管理体制の構築及び運用を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会を開催するほか適宜適時に開催し、重要事項に関して迅速かつ確な意思決定を行う。
- (2) 経営方針を機軸に毎年策定される年度計画に基づき業績管理を行う。
- (3) 日常の業務執行に際しては、情報システムの利用を通じて当社グループの役員及び従業員の適切な情報伝達と意思疎通を推進するとともに、職務権限規程、業務分掌規程等に則った権限の委譲を行い、それぞれの局面において責任者が意思決定ルールに基づき業務を執行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、グループ全体の企業価値の向上を図るとともに、グループ経営理念に基づく関係会社管理規程に則って企業集団内での指揮、命令、意思疎通等の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながらグループ全体としての業務の適正化を図る。
- (2) 監査室は、当社子会社を含めた当社子会社の内部監査を実施する。
- (3) 監査室は必要に応じて、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。
- (4) 総務部、監査室及び監査役は、それぞれ連携して全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無を調査・検討する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は監査室に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得なければならない。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要な事項について速やかに監査役に報告する。前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの役員及び従業員に対して業務の執行に関する報告を求めることができる。
- (2) 監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役社長及び監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (2) 監査役が実施した監査内容は、監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に提出する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて対応を行っております。

- (1) 担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に至ることもあり得るため、担当者や担当部署だけに任せず社会的に対応し、不当要求に関連して従業員の安全を確保する。
- (2) 警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、各都道府県暴力追放推進センター、弁護士等、外部専門機関との緊密な連帯関係を構築する。
- (3) 反社会的勢力とは、一切取引を行わない。新規取引先に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に定める手続きにより反社会的勢力でないことの確認を行ったうえで取引を開始しなければならない。万一、反社会的勢力とは知らずに取引を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに取引を解消する。

- (4) 不当要求を防止するために、役員並びに管理職及び拠点責任者は、反社会的勢力とは不適切な交際を行わない。万一、反社会的勢力とは知らずに不適切な交際をなしてしまった場合は、不適切な交際相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、すみやかに所定の方法により通報する。
- (5) 警察及び弁護士等外部専門機関の協力を得て法的に対応する必要が生じた場合は、これらの機関と積極的に連絡を取り、民事と刑事の両面から法的対応をとる。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事や、役員もしくは従業員等の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は私的にも絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

また、取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。さらに、契約書締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう努めております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度の開始時には、全管理職を対象に経営方針会議を実施し、経営方針、経営課題、対応方針等を発表し、全社員の認識の統一化を図っております。

期中においては、監査室による内部監査を実施し、各部門による内部統制の対応方針と実施状況を取締役に報告しております。

また、事業年度末においては、監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを認識しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 第54期（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,759	流動負債	4,327
現金及び預金	13,651	買掛金	1,980
受取手形及び売掛金	8,206	未払金	152
商品及び製品	1,332	未払法人税等	904
仕掛品	104	賞与引当金	263
原材料及び貯蔵品	146	役員賞与引当金	75
繰延税金資産	154	資産除去債務	2
その他	163	その他	947
固定資産	20,187	固定負債	132
有形固定資産	16,810	長期未払金	28
貸与資産	8,326	退職給付に係る負債	8
建物及び構築物	1,727	資産除去債務	83
土地	6,564	その他	12
建設仮勘定	18		
その他	174	負債合計	4,459
無形固定資産	81	純資産の部	
投資その他の資産	3,294	株主資本	39,443
投資有価証券	2,598	資本金	2,855
敷金及び保証金	521	資本剰余金	5,892
退職給付に係る資産	15	利益剰余金	33,596
繰延税金資産	106	自己株式	△2,901
その他	55	その他の包括利益累計額	17
貸倒引当金	△2	その他有価証券評価差額金	49
資産合計	43,946	為替換算調整勘定	△32
		非支配株主持分	27
		純資産合計	39,487
		負債純資産合計	43,946

連結損益計算書 第54期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	27,442
売上原価	16,238
売上総利益	11,204
販売費及び一般管理費	6,923
営業利益	4,281
営業外収益	190
受取利息	1
受取配当金	4
受取賃貸料	31
仕入割引	124
為替差益	12
雑収入	17
営業外費用	12
支払手数料	6
たな卸資産処分損	2
雑損失	2
経常利益	4,459
特別利益	123
固定資産売却益	60
負のれん発生益	62
特別損失	111
固定資産処分損	111
税金等調整前当期純利益	4,471
法人税、住民税及び事業税	1,559
法人税等調整額	△9
当期純利益	2,921
親会社株主に帰属する当期純利益	2,921

連結株主資本等変動計算書

第54期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,855	4,586	31,223	△3,385	35,279
当期変動額					
剰余金の配当			△547		△547
親会社株主に帰属する当期純利益			2,921		2,921
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1,305		485	1,790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,305	2,373	484	4,163
当期末残高	2,855	5,892	33,596	△2,901	39,443

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の利益 累計額		
当期首残高	69	△24	44	－	35,324
当期変動額					
剰余金の配当					△547
親会社株主に帰属する当期純利益					2,921
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					1,790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△19	△7	△27	27	△0
当期変動額合計	△19	△7	△27	27	4,163
当期末残高	49	△32	17	27	39,487

計算書類

貸借対照表 第54期（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,445
現金及び預金	13,336
受取手形	2,348
電子記録債権	1,484
売掛金	4,345
商品及び製品	1,329
仕掛品	103
原材料及び貯蔵品	143
前払費用	128
繰延税金資産	154
関係会社短期貸付金	70
その他	0
固定資産	20,482
有形固定資産	16,778
貸与資産	8,326
建物	1,333
構築物	375
機械及び装置	55
車輛運搬具	61
工具、器具及び備品	42
土地	6,564
建設仮勘定	18
無形固定資産	80
借地権	20
電話加入権	16
ソフトウェア	42
ソフトウェア仮勘定	1
投資その他の資産	3,623
投資有価証券	2,589
関係会社株式	9
出資金	0
関係会社長期貸付金	595
破産更生債権等	2
長期前払費用	15
繰延税金資産	229
敷金及び保証金	518
前払年金費用	15
その他	23
貸倒引当金	△374
資産合計	43,927

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,287
買掛金	1,957
未払金	149
未払費用	129
未払法人税等	903
未払消費税等	86
前受金	652
預り金	66
賞与引当金	263
役員賞与引当金	75
資産除去債務	2
その他	0
固定負債	118
長期未払金	28
資産除去債務	83
その他	6
負債合計	4,405
純資産の部	
株主資本	39,472
資本金	2,855
資本剰余金	5,892
資本準備金	4,586
その他資本剰余金	1,305
利益剰余金	33,625
利益準備金	713
その他利益剰余金	32,912
別途積立金	28,500
繰越利益剰余金	4,412
自己株式	△2,901
評価・換算差額等	49
その他有価証券評価差額金	49
純資産合計	39,522
負債純資産合計	43,927

損益計算書 第54期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	27,026
売上原価	15,882
売上総利益	11,143
販売費及び一般管理費	6,810
営業利益	4,333
営業外収益	179
受取利息	5
受取配当金	4
受取賃貸料	31
仕入割引	124
雑収入	13
営業外費用	64
貸倒引当金繰入額	56
支払手数料	6
雑損失	1
経常利益	4,448
特別利益	60
固定資産売却益	60
特別損失	111
固定資産処分損	111
税引前当期純利益	4,396
法人税、住民税及び事業税	1,559
法人税等調整額	△29
当期純利益	2,866

株主資本等変動計算書

第54期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
						別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,855	4,586	0	4,586	713	26,400	4,193	31,307	△3,385	35,363
当期変動額										
別途積立金の積立						2,100	△2,100	－		－
剰余金の配当							△547	△547		△547
当期純利益							2,866	2,866		2,866
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			1,305	1,305					485	1,790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	1,305	1,305	－	2,100	218	2,318	484	4,108
当期末残高	2,855	4,586	1,305	5,892	713	28,500	4,412	33,625	△2,901	39,472

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額	評価・換算 差額等	
当期首残高	69	69	35,433
当期変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△547
当期純利益			2,866
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			1,790
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△19	△19	△19
当期変動額合計	△19	△19	4,088
当期末残高	49	49	39,522

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中 修 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガワの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月25日

株式会社ナガワ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中 修 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根津美香 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガワの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

株式会社ナガワ 監査役会

常勤監査役 多田俊雄 ㊞

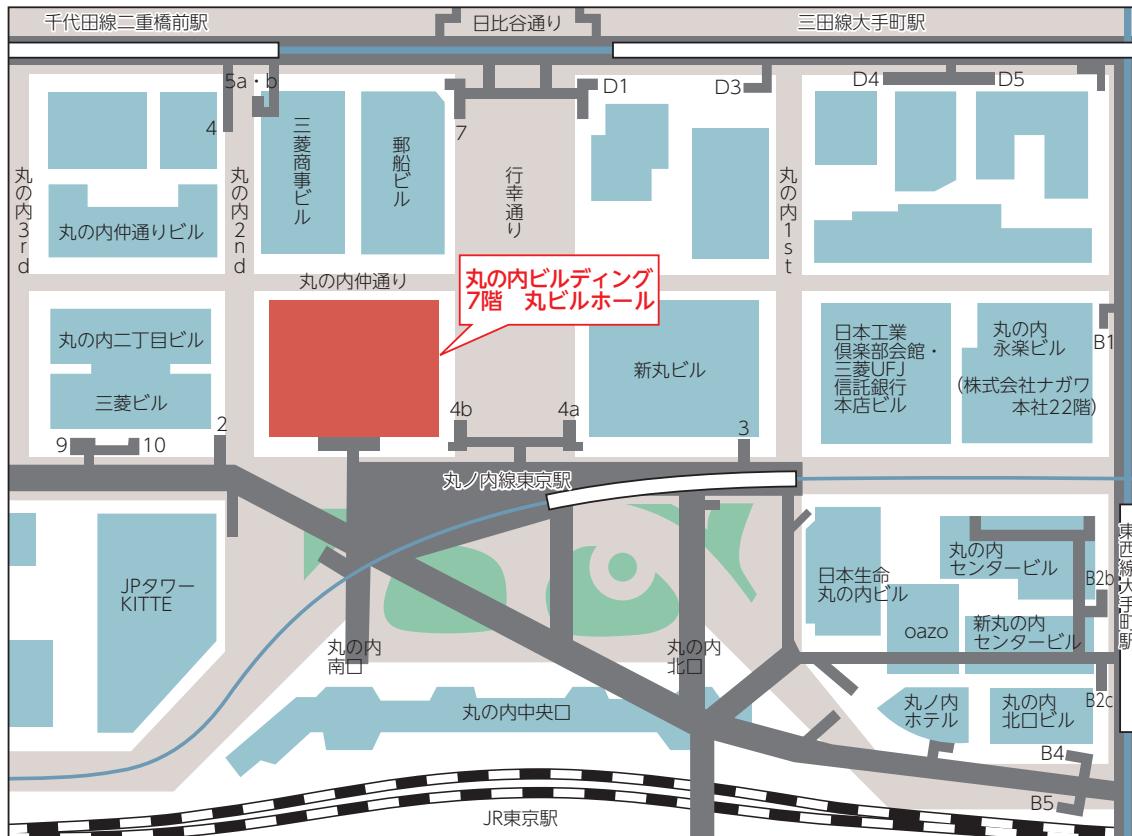
社外監査役 鳥海隆雄 ㊞

社外監査役 本橋信隆 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング7階 丸ビルホール



■ アクセス

- ・ JR「東京駅」下車、丸の内南口より徒歩約1分、丸の内中央口より徒歩約2分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」より直結、徒歩約2分
- ・ 都営地下鉄三田線「大手町駅」下車、7番出口より徒歩約2分
- ・ 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」下車、5a・5b出口より徒歩1分

◎駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

第54期定時株主総会招集ご通知

- ・ 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類の個別注記表

株式会社ナガワ

連結注記表

1. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数

3社

・主要な連結子会社の名称

PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL
NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.
NAGAWA OY CONSTRUCTION CO.,LTD.

上記のうち、NAGAWA OY CONSTRUCTION CO.,LTD.については、平成30年1月にNAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.が株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成29年12月31日とし、貸借対照表のみを連結しております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数

0社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称

株式会社ホクイー

・持分法を適用していない理由

関連会社株式会社ホクイーは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため当該会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のPT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL、NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.及びNAGAWA OY CONSTRUCTION CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・商品・製品・仕掛品
- ・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウス並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

貸与資産	5～7年
建物及び構築物	15～38年

ロ. 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積り計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ・その他の工事

工事完成基準

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括して費用として処理しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

二. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

26,994百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,357千株	－千株	－千株	16,357千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

平成29年6月20日開催の第53期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 547百万円
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 平成29年3月31日
- ・効力発生日 平成29年6月21日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの 平成30年6月19日開催の第54期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 703百万円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 平成30年3月31日
- ・効力発生日 平成30年6月20日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達する方針としております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、翌月末日の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業業務管理規程に従い、営業債権について、各事業所及び営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の営業業務管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、有価証券運用規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金及び預金	13,651百万円	13,651百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	8,206	8,206	－
投資有価証券	2,544	2,545	0
資産計	24,402	24,403	0
買掛金	1,980	1,980	－
負債計	1,980	1,980	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	54百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,651百万円	－百万円	－百万円	－百万円
受取手形及び売掛金	7,960	107	134	4
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	－	29	5	－
(2) 社債	－	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券（社債）	－	－	－	－
(2) その他	－	－	－	－
合計	21,611	136	139	4

6. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	91百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5百万円
その他増減額（△は減少）	－百万円
期末残高	<u>86百万円</u>

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、会社計算規則第110条第1項の規定により記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,806円32銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	212円41銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年5月7日開催の取締役会において、一般社団法人ナガワひまわり財団（以下、「本財団」といいます。）の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成30年6月開催予定の第54期定時株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

(1) 自己株式の処分を行う目的及び理由

当社は、ユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界を主な事業としております。当社の経営方針として、社会の繁栄とともに歩むことが企業のあるべき姿と考えており、長年当社が属するユニットハウス、モジュール・システム建築及び建設機械レンタル業界の発展に尽くしてまいりました。本財団は、学業を志す優秀な学生に対して奨学金を通じて修学の支援を行うとともに、大学又は研究機関における研究活動への助成を行い、学生や研究者が情熱をもって学業や研究に取り組むことができる環境を整備・提供することで、我が国の将来の発展に資する優秀な人材を育成し、当社が属する業界の発展の一助となるよう活動を行ってまいります。

本財団は、当社株式を取得し、当社株式の配当等を原資として活動いたします。

本自己株式の処分は、本財団の社会貢献活動への原資を拠出するために本財団に対して行うものであります。

(2) 処分要綱

- | | |
|------------|--|
| ① 処分株式数 | : 普通株式1,000,000株 |
| ② 処分価額 | : 1株につき1円 |
| ③ 資金調達の額 | : 1,000,000円 |
| ④ 募集又は処分方法 | : 第三者割当による処分 |
| ⑤ 処分予定先 | : 一般社団法人ナガワひまわり財団 |
| ⑥ 処分期日 | : 未定 |
| ⑦ その他 | : 本自己株式処分については、平成30年6月開催予定の第54期定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。 |

(3) 本財団の概要

- ① 名称 : 一般社団法人ナガワひまわり財団
- ② 活動内容 : 高等専門学校生、短期大学生、大学生、大学院生への奨学金の無償給付
大学又は研究機関における研究活動への助成
その他上記目的を達成するために必要な事業
- ③ 活動原資 : 年間約25百万円～30百万円
(注) 初年度は、当社からの寄付金を活動原資とし、2年目以降は、下記2. の自己株式処分により割り当てられる当社株式の配当等を活動原資といたします。
- ④ 設立年月日 : 平成30年4月2日
- ⑤ 目的 : 高等専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する有為な学生のうち、学術優秀・品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援護を行い、また、大学・研究機関に在籍する研究者又は研究団体に対し研究助成を行い、もって社会有用の人材を育成すること及び産業全体の発展に貢献することを目的としております。

個別注記表

1. 継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ハ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

ロ. 原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び貸与資産のうち貸与ハウス並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

貸与資産 5～7年

建物 15～38年

② 無形固定資産及び長期前払費用（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

③ 少額減価償却資産（リース資産を除く）

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積り計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、発生した期に一括して費用として処理しております。
数理計算上の差異は、発生した期に一括して費用として処理しております。
なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 | 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法) |
| ② その他の工事 | 工事完成基準 |
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|-----------|---------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 26,949百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く) | |
| ① 短期金銭債権 | 1百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 0百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|-------|
| ① 売上高 | 2百万円 |
| ② 仕入高 | 10百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 4百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式（注）	2,668千株	0千株	382千株	2,286千株

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少382千株は、第三者割当による自己株式の処分による減少382千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	80百万円
未払事業税	46百万円
未払社会保険料	13百万円
未払決算手当	13百万円
その他	1百万円
計	154百万円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	114百万円
未払役員退職慰労金	8百万円
有価証券評価損	57百万円
会員権評価損	0百万円
資産除去債務	25百万円
減損損失	48百万円
その他	8百万円
計	263百万円

繰延税金負債（固定）

前払年金費用	△4百万円
その他有価証券評価差額	△21百万円
資産除去費用	△7百万円
計	△34百万円

繰延税金資産の純額 383百万円

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

該当する資産の耐用年数を使用見込期間と見積り、割引率は1.395%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	91百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△5百万円
その他増減額 (△は減少)	－百万円
期末残高	86百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資(百万円)	事業の内容及び職内又は職	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONAL	23	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務	所有直接 67.0	役員の兼任資金の貸付	運転資金の貸付	70	関係会社短期貸付金	70
								関係会社長期貸付金	165
						利息の受取	2	－	－
子会社	NAGAWA (THAILAND) CO.,LTD.	25	仮設ユニットハウスの生産・販売及び仮設ユニットハウス原材料の輸出入業務	所有直接 49.0	役員の兼任資金の貸付	運転資金の貸付	145	関係会社長期貸付金	430
						利息の受取	2	－	－

種類	会社等の名称又は氏名	資本又は出資 金額 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社 水フイ	19	運送取扱業 及び石油製 品の販売・ 設備工事等	所有 直接 47.4	燃料の購入 役員の兼任	敷鉄板等の レンタル	2	受取手形	1
						ガソリン・軽油 等の購入	10	買掛金	0

- (注) 1. 「取引金額」には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
いずれの取引も、当社と関連を有しない他社との取引と同様の条件によっております。
3. 子会社の貸付については、以下の通り、引当金を計上しております。
貸倒引当金繰入額56百万円、貸倒引当金残高372百万円

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,808円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 208円43銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成30年5月7日開催の取締役会において、一般社団法人ナガワひまわり財団の社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成30年6月開催予定の第54期定時株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

詳細につきましては、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」をご覧ください。